平成２５年（フ）第７３６３号
埼玉県草加市中央２丁目８－８－210
債務者　松元　文子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３６５号
東京都福生市志茂99－206
債務者　田中　美沙（旧姓門田）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３７７号
東京都墨田区両国４丁目34－９－501
債務者　出口　洋一
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３７９号
神奈川県川崎市麻生区片平３丁目10－７－210
債務者　梅谷　吉輝
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３８８号
埼玉県上尾市中妻５丁目24－３　エスポワール上尾Ｂ－５
債務者　高橋　　信
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３８９号
埼玉県上尾市中妻５丁目24－３　エスポワール上尾Ｂ－５
債務者　高橋　友美
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３９４号
東京都中野区若宮１丁目22－４－101
債務者　松本　光信
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３３号
横浜市西区中央２丁目18番６号　森ビル３Ｆ
債務者　大野萬里男
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１８３５号
さいたま市見沼区大字風渡野736番地71
破産者　宮越　道子
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
富山県中新川郡上市町稗田６番地１稗田定住促進住宅２号棟101号室、住民票上の住所富山県中新川郡上市町森尻233番地
破産者　酒井　武志
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１３号
高知県幡多郡黒潮町佐賀806番地５、旧住所静岡県藤枝市横内2165番地
破産者　山崎　達也
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４４号
滋賀県彦根市野良田町340番地１　1104号、前住所滋賀県彦根市西今町1131番地７
破産者　秋山　　稔
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４２３７号
大阪府東大阪市川田１丁目18番15号
破産者　栗林　佳徳
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５号
堺市東区北野田614番地５
破産者　永岡　達也
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７４号
広島市佐伯区藤の木２丁目26番26号
破産者　米澤　　豊
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２号
北海道北見市高栄西町２丁目11番14号
破産者　斎藤　　正
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係